

### 第3章 関係地域

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則」別表第2の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、以下の図3-1に示すとおりであり、計画地周辺1.5kmを基準として設定した。

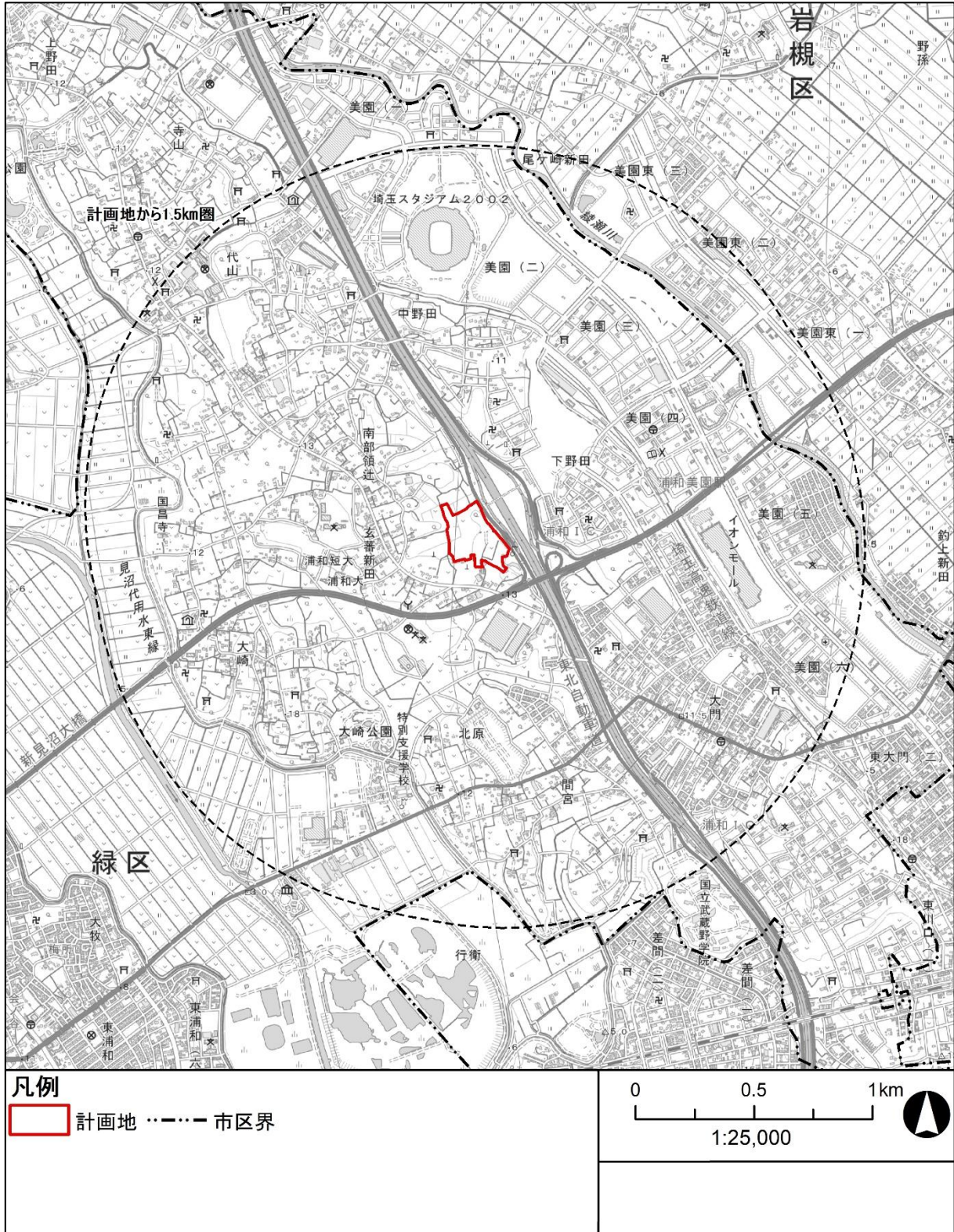


図 3-1 関係地域

(空白のページ)